

二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行規則一部改正（案）に対する県民意見提出制度（パブリックコメント）に基づく意見及び反映状況について

番号	提出された意見の概要（要旨）	意見に対する考え方	意見の採択により修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所		
				修正前	修正後	
1	再生可能エネルギー設備の導入等について	第十三条にて規則で定める規模は床面積が二千平方メートル以上とありますが、第三十七条では建築面積百五十平方メートルと基準が異なるように思われます。どちらが正しいのでしょうか。	第十三条にある「床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物」は、特定建築物の規模を定めるものです。一方、第三十七条にある「建築面積が百五十平方メートル未満」は、特定建築物への再生可能エネルギー設備の導入義務の例外を定めるものです。床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物であっても、建築面積が百五十平方メートル未満の場合は、再生可能エネルギー設備の導入義務の対象外となります。	無		
2		「知事が別に定めるところにより石油等の一次エネルギーの熱量に換算して」とありますが、知事が別に定めるところを早く公表願います。		無		
3		「知事が別に定めるところにより石油等の一次エネルギーの熱量に換算して」とありますが、再生可能エネルギーの種別ごとに熱量を求める換算の基準値が分かりませんのでお示し下さい。	具体的な算出方法等は、準備が整い次第速やかに公表します。	無		
4		「六十メガジュールに当該特定建築物の床面積の合計の平方メートルで表した数値を乗じて得た量以上」とありますが、具体的に3000㎡の延べ面積の建物を新築する場合、太陽光発電の場合何kW発電できるようにすればよいか教えていただきたい。また他の再生可能エネルギー設備の例もお願いいたします。		無		
5	再生可能エネルギー設備の設置が困難な場合、第三十七条 第2項で定められたエネルギー量をカーボンニュートラル電力やカーボンニュートラル燃料（都市ガス、LPG、灯油等）を導入することで代替できることもご検討願います。	第三十七条第2項は、特定建築物（その敷地を含む）への再生可能エネルギー設備の導入について定めるものであり、再生可能エネルギー設備の導入以外で代替することを定めるものではありません。一方、義務規定の例外については、第三十七条第1項で定めています。	無			
6	特定建築物の設計者による説明について	施行規則では詳細な規定は別に委任されており、具体的な規定が判明しないので、設計や建築主への説明ができない。10月から建築士に説明義務が課されるが、全体を一日も早く公表し、建築士への十分な説明を求めたい。	準備が整い次第速やかに公表します。	無		
7		施行に伴い設計者に求められる業務について、架空のサンプルでも構いませんので「知事が別に定める書類」を用いた具体的シミュレーションとして説明会又は勉強会を実施して頂きたい。	特定建築物の設計者の義務規定については、別途、指針の中で示す予定です。	無		

8		第六十三条にて規則で定める事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録とありますが、同書式についてお示し下さい。	準備が整い次第速やかに公表します。	無		
9		建築主に環境負荷低減の効果を説明する際に、費用負担における費用対効果の説明を伴うものと考えますが、建築主が補助や融資等制度活用に優位性を実感することができず、同意を得られなかった場合の対処法等を示して頂きたい。	特定建築物の設計者の義務としているのは、特定建築主への説明であり、特定建築主の同意を得ることについて義務を課しているものではありません。	無		
10		建築士が建築主に説明する事項が列挙されているが、建築士が説明しやすく、かつ建築主が理解しやすいような書式やパンフレットの作成を検討願いたい。	御意見を踏まえて、書式等の作成について検討します。	無		
11		「設計者の氏名、一級建築士、二級建築士又は木造建築士・・・」とあるが特定建築物の設計及び監理に二級建築士及び木造建築士は関与出来ないのので、記載は不要ではないですか。	現状、木造建築士は特定建築物を設計できないため、御意見を踏まえて修正します。	有	第四十四条（略） 四 設計者の氏名、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその登録番号	第四十四条（略） 四 設計者の氏名、一級建築士又は二級建築士の別及びその登録番号
12	その他	「二千五十年」「ISO一四〇〇一」「エコアクション二一」「告示二一（四）の別添二一」「告示十一（四）」こういった表現が非常にみっともない。文化庁より提言された「公用文作成の考え方」にも反している。また、どうしても漢数字表記がルールだと言うのなら「五つのゼロ宣言」としなければ整合性が悪い。	「ぐんま5つのゼロ宣言」は固有名詞として条例において算用数字を使用しているため、施行規則においても算用数字を使用しています。いただいた御意見も参考に、適切な表現に努めてまいります。	無		
13		「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例の周知に関して、一般県民は条例があることも知らないと思うので、「ぐんま広報」等でしっかり周知してほしい。また、条例は多くの内容を含んでおり、県民がすべての内容に目を通すとはとても考えづらいので、分かり易い説明方法を工夫して、全体像と詳細の両方が理解できるようにしてほしい。	ぐんま広報7月号において、二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例に公布について掲載するなど、周知を図っているところで。御意見も踏まえて、今後も分かりやすい周知に努めていきます。	無		
14		ぐんま5つのゼロ宣言に関し、心配するのは5つのゼロ宣言実現条例施行規則をつくるのはよいが本当に実現できるかどうかという事。まずは県庁職員一丸となり、そして群馬県庁一人一人の意識改革でゼロにしなければならない深刻さをもっといろいろな手をうちPR発信すべき。	いただいた御意見も参考にさせていただき、「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に向け、PRも含め、職員一丸となって取り組んでいきます。	無		